

牛乳アレルギー等による学校給食費の減額等に関する要領

令和5年12月28日

決裁

(趣旨)

第1条 アレルギー性疾患等の理由により、学校給食における飲用牛乳（以下「牛乳」という。）を摂取することが困難な者に対し、保護者等の学校給食費の負担軽減を図るため、学校給食費の減額等に関し必要な事項を定めるものとする。

(減額対象者)

第2条 前条の理由により学校給食費の減額を受けることができる者は、東松山市学校給食費に関する条例施行規則（令和2年9月30日教委規則第5号。以下「規則」という。）第3条に定める者のうち、給食喫食者が次の各号のいずれかの要件に該当する者とし、市長の判断により適当と認められる場合とする。

- (1) アレルギー性疾患等により、牛乳を摂取することが困難な者
- (2) 乳糖不耐症等、牛乳を摂取することにより、体に変調を来す者

(提供停止)

第3条 学校給食の牛乳提供停止を受けようとする者は、教育委員会が定める学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）又は医師の診断書を添付し、東松山市学校給食飲用牛乳停止（再開）届（様式第1号。以下「停止（再開）届」という。）を学校へ提出しなければならない。

2 学校長は、停止（再開）届を確認し、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）又は医師の診断書の写しと併せて速やかに市長へ送付しなければならない。

3 停止（再開）届の提出は、毎年度行うものとする。

(提供停止の取消)

第4条 給食の牛乳提供停止を受けている者が第2条各号のいずれかの要件に該当しなくなった場合は、停止（再開）届を学校へ提出しなければならない。

- 2 給食の牛乳提供停止を受けている者が市内の他校に転校となった場合は、転入学先において、停止（再開）届を学校へ提出しなければならない。
- 3 学校長は、前2項により停止（再開）届が提出された場合は、届出の内容を確認し、速やかに市長へ送付しなければならない。

（牛乳代金の算定）

第5条 学校給食費から減額する牛乳代金については、次の計算式により算定した額（その額に10円未満の端数があるときには、これを四捨五入した額）とする。

牛乳供給単価（税込）×年間給食回数÷11＝月額
の減額する牛乳代金

- 2 前項の規定にかかわらず、給食の牛乳提供停止を受けている者が規則第7条第1項各号に該当するときは、同項本文の規定を準用し、減額後の学校給食費の額を調整するものとする。

（適用時期）

第6条 前年度の3月末までに学校へ停止（再開）届を提出した場合は、当年度4月分から学校給食費のうち牛乳代金を減額し賦課するものとする。ただし、年度途中で学校へ提出した場合は、提出月の翌月分からの適用とする。

（学校給食費の額の決定及び通知）

第7条 前2条により、学校給食費の額を決定し、又は変更したときは、規則第8条の規定により、学校給食費負担者に東松山市学校給食費納付額決定通知書又は東松山市学校給食費納付額変更通知書により通知するものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。